

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500007 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500004 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における標準賞与額を平成 27 年 12 月 28 日は 15 万円、平成 28 年 12 月 27 日は 9 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 28 日及び平成 28 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 28 日及び平成 28 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 28 年 12 月 27 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 12 月 28 日

② 平成 28 年 12 月 27 日

A 社から賞与として平成 27 年 12 月に 15 万円、平成 28 年 12 月に 10 万円が手渡しで支給され、当該期間に係る厚生年金保険料はそれぞれ平成 28 年 1 月分及び平成 29 年 1 月分の給与から控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に係る「賞与支払明細書」、「給料支払明細書」及び預金通帳の写し並びに A 社から提出された当該期間に係る「給料台帳－ 2 」及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期

間①は 15 万円、請求期間②は 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、上記「賞与支払明細書」及び「給料台帳－2」で確認できる厚生年金保険料控除額について、請求期間①に係る厚生年金保険料控除額（1 万 3,371 円）は、賞与額（15 万円）と当時の厚生年金保険料率（178.28/1000）により算出された控除額と一致しており、正しく算出された厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるものの、請求期間②に係る厚生年金保険料控除額（8,914 円）は、賞与額（10 万円）と当時の厚生年金保険料率（181.82/1000）により算出された控除額（9,091 円）とは一致せず、従前の厚生年金保険料率（178.28/1000）により算出されたものであることがうかがわれ、本来より少ない誤った厚生年金保険料が事業主により控除されていることが認められる。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、請求期間②に係る標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う 9 万 9,000 円となる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与支払明細書」及び「給料台帳－2」により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は賞与額に見合う 15 万円、請求期間②は厚生年金保険料控除額に見合う 9 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 6 年 2 月 20 日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、上記「賞与支払明細書」及び「給料台帳－2」により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記「賞与支払明細書」及び「給料台帳－2」により確認できる賞与額から、10 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500020 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 39 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 61 年 8 月 11 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで B 専門学校に通いながら A 事業所に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 61 年 8 月 11 日と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の同僚は、D になるための学校の時は、最後の 1 年は実習のため勤務時間は少なくなっていた旨を回答している。

この点に関して、B 専門学校から提出された証明書によると、請求者は、昭和 59 年 4 月 7 日から昭和 62 年 3 月 12 日まで同校の専門課程に在籍し、請求期間は同課程の最終学年（3 年）であったことが確認できるところ、当時の実習の状況は不明であるものの、同校から提出された昭和 59 年度の同課程の学生募集要項には、実習期間は「2 年後期～3 年後期 月～金のうち週 3 日間」、実習時間は「午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分」とされている。

このため、請求者が請求期間において、B 専門学校に通いながら A 事業所に勤務していたとしても、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失年月日は、オンライン記録と一致する昭和 61 年 8 月 11 日となっており、当該記録は、雇用保険の離職年月日が同年 8 月 10 日とされていることとも符合している。

なお、C国民健康保険組合の回答によると、請求者は同組合において、昭和 61 年 8 月 11 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。